

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)
B

第一 設問1

(以下法令を省略)

1. BのDに対する、長期時取得時効(民法162条1項)を理由として、
甲地所有権(206年)に基づいて所有権移転登記請求が認められるか。

2. 同請求が認められるには、①Bが甲土地を所有していること、②甲地
の登記が存在することと要する。本件では、②については争う必要はないため、①
についてのみ検討する。

Bは、Aの相続人たるCから甲土地を譲り受けた日から登記を具備
していることから、~~時効取得~~ ^{から} 所有権を時効取得したと主張してい
る。しかし、(177条参照)。162条1項により時効取得が認めら
れるためには、③「二十年間」、④「所有の意思」、⑤「平

穩かつ公然」と⑥「他人の物」と⑦「占有の心」と、⑧「時効
の援用(145条)」がある。そこで、④、⑤については186条項により
推定されるため、Bから主張立証することは不要であり、③については
占有開始時と20年の経過時の占有の心とを主張立証すればよい。

②については文面上規定されているものの、継続した事実状態
の尊重という時効制度の趣旨は自己物にも妥当するため、「他人の
物」であっても「他人の」ものでなくともよい。

3. 以下、本件について検討する。

(1) Bは、2002年6月30日にAから甲土地を買い受けて引渡しを受け
てから占有を開始している。その20年経過後の2022年6月30日、B
は、甲土地上に乙建物まで建てて生活するに態様で占有している。そ
のため、20年前後の時点での占有があること。Bは、甲土地を20年間、
所有の意思をもって占有していたと推定される。これを覆す事情はない。
(③④⑤⑥⑦⑧充足)。

(2) ①、⑤については上記の通り推定され、これを覆す事情はない。(④⑥
充足)。

(3) Bは、2022年6月30日、Dに対し、時効援用の意思を示している(⑧

* 1

* 2

* 3

* 4

充足)。

(62条1項)

(4) したがって、Bは時知取得の要件を充足する(④充足)。

4. 二つに対し、Dからは、Aの反復、甲土地と相続してCが甲土地に占有権を登記しているから、Bは「他人にその占有を奪われた」(

164条)と主張し、時知は中断しているとの反論を想定される。

しかし前記のとおり、時知制及び反復は、主に相続して事実状態を尊重する点にあり、Bが事実上甲土地を事実的に占有していることに変化がない。以上、この占有は占有を保護に値する。そのため、Cが相続登記を以てした以上「他人にその占有を奪われた」とはいえず、Dの反論は失当である。

5. よって、Bの請求は認められ、Dはこれを拒むことができない。

第二 設問2(1)

(甲土地を管理する地位にある)

1. Aから甲土地を相続(896条)してCは、Eに対し、甲土地の所有権に基づき下建物収去甲土地明渡請求をしている。

2. 二つに対し、Eからは、自己が甲土地を時知取得(62条1項)してその反論を想定される。この反論に対し、Aとしては、「所有の意思」が存しない旨を再反論する。

「所有の意思」があるか否かは、客観的・^{占有}権原~~の性質~~から客観的に判断すべきであるところ、それぞれにはAと同居して事実上の夫婦関係にあるに至り、何らの権限権原にも基づいて占有をしている。そのため、「所有の意思」を以てして甲土地を占有しているといえ、Aの再反論は不当である。

3. したがって、Eの時知取得は認められず、~~Aが~~Cの請求をEは拒むことができない。

第三 設問2(2)

1. Cは、前問の甲土地に対する請求と同様に、Fに対しても下建物収去甲土地明渡請求をする。

2. 二つに対し、Fからは、占有権原が存する旨の反論を想定される。確かに、FはEとの間で賃貸借契約(601条)を締結し、

それに基づいて占有をしているから、それぞれEは甲土地の所有

* 5

二ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)

有しているため、同契約を理由に C との間に占有権原を認め
ることはできない。

そこで、F は、賃借権の時効取得(163条)を理由
として占有権原を主張する。

5 (1) 賃借権は、債権から非継続的は目的物の使用収益を内
容とするものであり、事実上他の尊重という時効制度の趣旨が
妥当する。そのため、「所有権以外の財産権」として時効取得の
対象となる。

* 6

(2) 本件の場合、「自己のためにする」

10 (2) 本件の場合、「自己のためにする意思」は賃借の意思という。こ
れ、平穩、公然、善意かつこれに推定される(205条、163条
(項))。実際、F は E との間で賃借借契約を理由に所
在地で作用収益しているから、権原の客観的性質から見ても賃借の
意思がある。また、F が、占有権原を有していること、また E が所
15 有権を有していることを知っていたことによる事情から、平穩・公然等
を認定する事情はない。

* 7

したがって「自己のためにする意思」、「平穩」、「公然」、「善
意」は認められる。

20 また、E が積極的にその土地の管理をし、賃借人として排除
していたことを踏まえると、F に対して E がその土地の所有権を有
していることを知っていたことによる「過失がなかった」善意で
あったこと(205条)「過失がなかった」といえる。

25 (3) 行使時効取得が正当化されるのは、権利の上に眠る者は
保護の価値はないといえる点にある。そのため、権利の上に眠る者か
どうかを判断している程度に、権利者には時効の完成を阻止する
機会を有する必要がある。

そこで、「行使する」といえるには、継続的の行使がされ、その中

3 ページ
裏面へ

外形的に表現していることが要する。 継続的に

本件では、Fは、丁建物を建てたうえに利用しているから、
~~≠「貸借手続」にすぎない。~~

(4) したがって、賃借権の時効取得が認められ、FはCの所有権を排除できている。

以上

* 8

杉井英昭

1. 時効取得を主張しているのは D 登記を具備している「から」ではない。
2. 法律要件と推定とは別次元の問題である。推定されるからといって、要件充足性の検討をしなくてよいわけではない。
3. やや簡潔に過ぎる気がするが、端的に論点を検討できている点は良い。
4. 売買契約に基づいて引き渡しを受けて占有しているので「平穩」と言える等、事実のあてはめをする必要がある。
5. 無理筋の主張のように思われる。
6. 端的に検討できており良い。
7. 推定されても要件を満たすわけではない。
8. 独自の要件設定であるとはいえ、法律要件を解釈してあてはめをしようとする姿勢は良い。

総評：

時効と登記の問題に気が付かなかったのはもったいないが、全体的に法律文書の書き方の流れが出来ており、法的三段論法を意識した答案になっている。